

# 山陽小野田市農業委員会

## 第 1 1 回

### 総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和 6 年 5 月 1 3 日午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 2 5 分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター 2 階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	1	田 尾 光 一
会長職務代理者	1 4	五十嵐 奨
委 員	2	二 井 一 夫
	3	藤 井 豊
	4	森 田 祐 三
	5	田 中 覺
	6	相 本 まゆみ
	7	中 島 由紀子
	8	緒 方 始
	9	藤 田 勲
	1 0	池 田 直 美
	1 1	辻 村 勝 好
	1 2	村 上 雅 彦
	1 3	國 吉 彰

4. 欠席委員

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 44号 農地法第3条 権利の移動

議案第 45号 農地法第5条 転用を目的とする権利移転

議案第 46号 現況証明願い

報告第 19号 農地法第4条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第 20号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 47号 農用地利用集積計画について

議案第 48号 農用地利用集積等促進計画(配分)の案について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 銭 谷 憲 典

事務局次長 藤 上 尚 美

## 7. 議会の概要

- 議長 定刻になりましたので、只今より第 11 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。
- (起立、礼、着席)
- 本日の欠席委員はありません。
- それでは議事日程のとおり進めてまいります。
- 本日の議事録署名は 4 番森田委員と 5 番田中委員にお願いします。
- それでは議事に入ります。
- 議案第 44 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。
- 事務局の説明を求めます。
- 局長 今月の農地法第 3 条の許可申請は 4 件です。
- 議案第 44 号番号 32 と、「現況証明願いについて」議案第 46 号番号 21 は関連がありますので、一括して説明いたします。
- 2 ページをご覧ください。
- 申請地は、■■■■から■■■■へ約 ■■■■k m に位置する農用地区域内農地です。
- 申請内容は下表のとおりです。
- 公図は 3 ページをご覧ください。
- 本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
- 次に、「現況証明願いについて」議案第 46 号番号 21 について、議案書をもとに説明いたします。
- 28 ページをご覧ください。
- 申請地は第 2 種農地です。
- 公図は 29 ページをご覧ください。
- 本件は、申請者の父の死亡後の平成 8 年に自宅に来客用駐車場がなかったため、農地法の手続きを経ないままに駐車場を整備したものです。今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。
- 議長 次に現地調査報告をお願いします。
- 1 1 番 現地の報告をさせていただきます。
- 現地の位置につきましては、事務局から説明がありましたので省略します。5 月 2 日に事務局 2 名と田尾会長、私の 4 名で現地の確認を行いました。
- 周辺の状況は、ほとんどが荒廃した農地となっていました。
- 申請地の北側には畑があり、そこだけは野菜が耕作されていました。

申請地の状況は、未耕作の農地で一部には木が生えていました。  
譲渡人は、遠方に居住しており、維持管理が困難なことから譲り渡す  
とのことです。

譲受人は、1.8haを耕作中で、農業機械も揃っていることから耕作可  
能です。

取得後は果樹を植えて耕作するとのことです。

もう1か所ありますので続けて説明いたします。

4ページをご覧ください。

現況証明を行う田んぼに隣接した農地です。

現在は防草シートが一面に貼ってありました。

以上の事から特に問題はないと思います。

続いて現況証明の方に移ります。

28ページをご覧ください。

現地は平成8年から畑地を来客用の駐車場として埋め立てて使用して  
いるものです。

建物はありませんが、コンクリートで舗装されていました。

農地に復旧が困難なことから現況証明もやむを得ないと判断します。

進入路はあまり広くはありませんが公道が隣接しており、そちらから  
となります。

雨水は東側の農地へ自然流下で排水します。

これで報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第44号番号32及び議案第46号番号21に賛成の方の挙手を求め  
ます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号33について、事務局の説明を求めます。

局長 議案第44号番号33について議案書をもとに説明いたします。

5ページをご覧ください。

申請地は、                    から■へ約■kmに位置する農用地区域内農  
地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は6ページをご覧ください。

本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満た  
していると考えられます。

議長

次に現地調査報告を私から行います。

現地の報告をさせていただきます。

5月2日に事務局2名と辻村委員、私の4名で現地確認をしました。

現地は、■■■■の下流で、■■■■地区の圃場整備地区内でした。

しかしながら様々なトラブルがありまして、最終的に今回の申請地を事業対象から外すという判断を譲受人の娘さんがされたため、圃場整備ができない土地になっています。

図面6ページの申請地の左側にある道を挟んで左側2枚が今回の申請者、譲受人の所有地となっています。

申請地の状況は、一方が■■■■の河川敷、もう一方は圃場整備対象地に接しています。

譲渡人は譲受人の弟にあたる方で、亡くなりましたが、その後の面倒を娘さんが見るということで譲受人の名義で取得し、耕作は娘さんがされるということです。

ちなみに譲受人の年齢は90歳を超えていたため、実際にできるのか確認したところ、何とかやってみるとの回答がありましたので、作物の予定を聞いたところ、かぼちゃとゴーヤとさつまいもを育てるとのことでした。

くれぐれも荒らさないようにと、お願いをしておきました。

以上で現地調査報告を終わります。

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第44号番号33に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号34について事務局の説明を求めます。

局長

議案第44号番号34について議案書をもとに説明いたします。

7ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■■kmに位置する第3種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は8ページです。

本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長

次に私から現地調査報告を行います。

場所としては、■■■■と■■■■の間の道沿いです。

周辺の状況は、道路に隣接した畑地となっています。

申請地北側には宅地がありブロックで仕切られています。  
西側には畑があり、そちらには整然と野菜が植えてありました。  
現地については、樹高が3m程度の柿の木が3本植えてありました。  
以上で現地調査報告を終わります。

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第44号番号34に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号35について事務局の説明を求めます。

局長 議案第44号番号35について議案書をもとに説明いたします。  
9ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■■kmに位置する第3種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は10ページをご覧ください。

本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

11番 現地の報告をさせていただきます。

場所は、■■■■や■■■■周辺の市道沿いにあります。

申請地の状況は、南側は水田が広がっていますが、ほとんどが休耕田で、他には太陽光発電の設置申請も出ているようです。

譲渡人は近隣に居住しておらず、維持管理が困難なことから譲渡するとのことです。

譲受人は譲渡人の姪にあたる方で現在管理をしており、自宅からも近いことから、取得し耕作をするとのことです。

譲受人は約0.4haを耕作中で農業機械等も揃っていることから耕作可能であると思います。

その他特に問題となることはありません。

以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第44号番号35に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上

程します。

局長

事務局の説明を求めます。

今月の農地法第5条の許可申請は3件です。

議案第45号番号42と、「現況証明願いについて」議案第46号番号19と20は関連がありますので、一括して説明いたします。

12ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■■kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は13ページ、土地利用図は14ページをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

次に、「現況証明願いについて」議案第46号番号19と20です。

24ページと26ページをご覧ください。

申請内容は下表のとおりです。

公図は25ページと27ページをご覧ください。

番号19は、番号20の土地所有者が境界を誤認して、申請者の土地を自治会にゴミ置き場として貸していたものです。

番号20は、昭和60年頃に農地法の手続きを経ないまま、農地の一部に車庫を建てて、その後、残地を自治会からの要望でゴミ置き場として提供したものです。

何れも、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長

11番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、学校やスーパー等が近隣にあり、環境面に恵まれた高台になっています。

申請地の状況は、荒廃した畑地になっていました。

雨水処理に関しては、市道の側溝に溜枘を介して排水します。

汚水に関しては、公共下水に接続します。

埋立法面の処理は、0.9m程盛り土を行い、1.4mの擁壁を設けるようになっています。

申請地への進入路の位置は、図面北側からで、幅員は3m程度です。

周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。

境界に関しては既設構造物で確認しています。

その他特に問題はないと思います。

以上で5条の方の現地報告を終わります。

続きまして、現況証明の説明に移ります。

昨年、所有者から引き継いだ農地について、引き継いで現地確認を行ったところ、境界の一部に不具合が見つかったものです。

周辺の状況は先ほどと同様なので省略します。

申請地の状況は、地番でいうと■■■■の西側の境界が■■■■と一部の土地を交換しましたが未登記のままで、その後■■■■と事実誤認をして、ごみ置き場の一部として自治会に貸し出されていた状態でした。

進入路は市道■■■■線からです。

排水は溜枘から市道側溝へ排水します。

以上の事から農地性は無く、現況証明は妥当だと思います。

これで報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第45号番42、議案第46号番号19並びに番号20に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号43について事務局の説明を求めます。

局長

議案第45号番号43について、議案書をもとに説明いたします。

15ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■■kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は16ページ、土地利用図は17ページをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

11番

場所は■■■■で、■■■■の裏側になります。

周辺にはコンビニ等の店舗があり、利便性の良い場所になります。

申請地の状況は、申請地の畑地の中にφ20の水道管とφ150の下水道管が埋設されています。

その部分を分筆し、敷地拡張として転用するものです。

雨水処理に関しては市道の側溝へ排水します。

汚水や生活排水は公共下水に接続します。

埋立等はありません。

進入路に関しては 17 ページの図面左側の市道 [ ] 線からとなります。

周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。

境界に関しては既設構造物で確認しています。

以上の事から特に問題はないと思います。

これで報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 45 号番 43 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 44 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 45 号番号 44 について、議案書をもとに説明いたします。

18 ページをご覧ください。

申請地は、 [ ] から [ ] へ約 [ ] k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 19 ページ、土地利用図は 20 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に私から現地調査報告を行います。

現地は [ ] の裏手、西側になります。

申請地の状況は、耕作放棄地となっており、セイタカアワダチソウ等が繁茂しておりました。

雨水処理に関しては、農業用排水路に排水します。

隣接圃場の所有者への同意は得たかを尋ねたところ、言葉を濁されたので、きちんと説明しておいて欲しい旨を伝えました。

また、草刈り等をしやすいようにフェンス等の設置位置を決めて欲しい旨も伝えました。

申請地への進入路の位置ですが、図面の北側からとなります。

境界に関しては、杭等はありませんが、排水路があるのと、高低差がありますので問題ないと思います。

以上の事から特に問題はないと思います。

これで報告を終わります。

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。



議長 次に現地調査報告をお願いします。

1 1 番 現地は■■■■の西側で、申請地の状況は、休耕中の水田でした。転用の内容は、13.8 m<sup>2</sup>の農業用の物置と苗置場です。雨水に関しては自然流下です。汚水に関しては発生しません。埋立に関しては15 cm程度の盛り土を行います。周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。境界に関しては、畦畔で確認しています。以上の事から特に問題はないと思います。これで現地調査報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。  
無いようでしたら報告第19号番号8は原案どおり処理いたします。  
次に報告第20号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局長 34ページをご覧ください。  
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は、番号20から32までの13件で、現契約を合意により解約するものです。  
ご審議の程をお願いします。

議長 何か質問はありませんか。  
無いようでしたら報告第20号は原案どおり処理いたします。  
次に、議案第47号「農用地利用集積計画」を上程します。  
事務局の説明を求めます。

局長 37ページから39ページをご覧ください。  
議案第47号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。  
今月の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号59番から70番までの12件、26筆、38,714 m<sup>2</sup>でございます。  
ご審議の程をお願いします。

議長 何か質問はありませんか。  
無いようでしたら採決に入ります。  
賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により、議案第47号は原案どおり決定することとします。  
次に、議案第48号「農用地利用集積等促進計画(配分)(案)」を上程します。  
事務局の説明を求めます。

局長 41 ページをご覧ください。  
議案第 48 号「農用地利用集積等促進計画（配分）（案）」について、議案書をもとに説明します。  
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、令和 6 年 4 月 30 日付けで山陽小野田市長から意見を求められている案件は、整理番号 33 の 1 件、1 筆、3,881 m<sup>2</sup>でございます。  
ご審議の程お願いします。  
何か質問はありませんか。

議長 無いようでしたら採決に入ります。  
賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により、議案第 48 号は原案どおり了承することとします。  
以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局長 次回の現地調査は、6 月 5 日(水) 9 時から、森田委員と田中委員でお願いします。  
第 12 回総会は、6 月 13 日(木)13 時 30 分からで、会場は保健センター  
集団指導室です。

議長 以上をもちまして第 11 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。  
(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 5 分 閉会

令和 年 月 日

山陽小野田市農業委員会

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員

4 番委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員

5 番委員 \_\_\_\_\_